視　点

〈特集解題〉
ディーセント・ワークの実現に向けた労働権の再構成

国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げられている17の目標のうち、8つ目にある「働きがいも経済成長も」という目標では、「すべての人のために持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する」こととされている。そして、ILOは、ディーセント・ワークを実現するための戦略目標として、「仕事の創出」、「社会的保護の拡充」、「社会的対話の推進」に加え、「仕事における権利の保障」を挙げている。これら4つの戦略目標はかなり包括的な内容を含んでいることから、具体的実現のためには、その内容を画定する作業が必要になる。

ILOが掲げる戦略目標のうち、「仕事における権利」である労働権は、憲法28条に定められている労働基本権とともに、労働者個人の基本的権利を含むと考えられる。労働権といったとき、かつては労働者の生存権に着目した捉え方が一般的であったが、今日ではより広範に、労働者個人の働き方やライフスタイルの多様化を踏まえて、人格権や平等権といった様々な権利を含む包括的な権利として捉える見方も登場してきている。

労働者個人の基本的権利という意味での労働権だけではなく、今日では、労働基本権を再度見直そうとする動きも見られる。こうした動きは、有期、パート、派遣といった非正規労働者の増加や、委託型就業者や独立自営業者、クラウドワーカーなどの新しい働き方が増えたことによって、集団的労働法が危機に直面していることと無関係ではないだろう。非正規労働の増加や新しい働き方に対応した労働基本権の再構築が、今日では望まれている。

労働者の包括的基本的権利としての労働権あるいは、今日的な諸問題に対応した労働基本権を再構成することは、ディーセント・ワークの実現により近くづくものといえる。そして、ディーセント・ワークを実現することは、連合総研が目指す「分かち合い」社会を作り出すための重要な視点となっている。以上の問題意識から、今回の特集ではディーセント・ワークと労働権の2つに着目することにした。

ILO駐日代表の田口晶子氏には、労働権を具体的に論じる前提として、ILOにいうディーセント・ワークの意味についてご寄稿いただいている。ディーセント・ワークという言葉は時代ごとにその意味は大きく変わってくるため、論文の中では、2019年に100周年を迎えるILOにおけるディーセント・ワークのこれまでの取組みを振り返るとともに、新たな100年に向けた「仕事の未来」に関する議論をご紹介いただいた。

西南学院大学・有田謙司先生には、「就労価値」と「社会的包摂」の視点から、新たな包括的権利としての「労働権」の意味についてご執筆いただいた。とりわけ、「就労価値」論の観点から、生存権は人々の自由の拡大を支援する就労に対する権利としての性格をもつものとして捉えなおされている。さらに、ここでいう労働権の保障は、労働者の雇用労働に限定されず、広く就業者を含むあらゆる形態の労働を指すと説明されている。

和歌山大学・植村新先生には、ドイツの議論を参考に、集団的労働法の再生に向けた構想を示していただいた。前述のように、非正規労働の増加や自営的就労者などの新しい働き方の登場に伴い、労働基本権に基づく集団的労働法は変化を迫られている。一時期、集団的労働法に関する議論も停滞気味であったが、今日に至って注目を浴びている領域になっている。今回の特集では近時の集団的労働法の研究を手がかりにしながら、今後の労使関係の課題について論じていただくことにした。

今日、世界的に社会の分断化が進行しつつある中、田口氏の論稿の冒頭にあるような悲惨な事件も現実に起こっている。こうした悲惨な事件に直面する昨今の情勢を鑑みれば、今後はよりディーセント・ワークの実現に向けた取組みが世界的に必要であろう。その意味でも、労働権の意味を改めて問う必要のある時代にあるといえる。

（研究員　松井良和）